

体罰は、法律で禁止されています。

「しつけ」と言って、おうちの人や大人の人から、こんなことをされていませんか？

これらはすべて「体罰」といって、法律で禁止されている行いです。

- たたく・ける
- 長時間の正座
- どこかにとじこめられる

こんなことも、子どもの権利を侵害する行いです。

- 無視される
- きょうだいと比べてけなす
- 産まれてきたことを否定される



11月は、児童虐待防止推進月間

令和4年度「児童虐待防止推進月間」標語
「もしかして？」ためらわないで！189(いちはやく)

11月1日(火)～10日(木)
本庁舎西棟1階 ロビーにてパネル展開催

いちはやく
189
「それが」じゃなくて
「あなた」から

連絡先

- ◆ 児童相談所全国共通ダイヤル **189** (お近くの児童相談所につながります)
- ◆ 子育て世代包括支援センター 家庭児童相談室
☎973-5041 平日(午前8時30分～午後5時15分)
- ◆ コザ児童相談所 ☎937-0859 平日(午前8時30分～午後5時15分)
- ◆ 子ども虐待ホットライン ☎886-2900 平日(午後5時15分～翌朝8時30分)、
土日・祝日・年末年始(24時間)
- ◆ うるま警察署 ☎973-0110 ※緊急時は110番!
- ◆ 石川警察署 ☎964-4110

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

【問合せ先】 子育て世代包括支援センター ☎973-5041

年金
だより

年金係から

大切なお知らせ

【問合せ先】
市民課 国民年金係
☎973-5498

簡易な年金生活者支援給付金請求書(はがき型)が届いた方へ

基礎年金を受給している方で、前年度の所得額が低下したこと等により、新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる方へ、簡易な給付金請求書(はがき型)をお送りしております。

氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストへ投函をお願いします。

なお、簡易な給付金請求書(はがき型)については、記載の締切日を過ぎても手続きは可能ですが、令和5年1月4日までに提出がない場合は、給付金は令和5年2月分以降からの支払いとなり、令和4年10月分から令和5年1月分までの給付金を受け取ることが出来ませんのでご注意ください。

※ご不明な点がございましたらコザ年金事務所か国民年金係へお問い合わせください。
コザ年金事務所 ☎933-2267 / 市民課国民年金係 ☎973-5498

いいみらい 11月30日は「年金の日」です。

年金記録を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンから、24時間いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込み額を確認することができます。



詳しくは、日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)をご覧ください。➔



令和4年 11月9日(水)～15日(火) 秋の火災予防運動

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時季に実施しています。

住宅防火 いのちを守る 4つの習慣

1. 寝たばこは、絶対にしない、させない
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときは火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く



【問合せ先】消防本部予防課 ☎975-2119